

個人情報保護に関する基本方針の見直しの方針について

1. 見直しの趣旨・背景等

政府は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、平成 28 年 2 月 19 日最終変更。以下「基本方針」という。）を策定しており、これに基づき、各府省庁、地方公共団体、事業者等が取組を実施しているところである。

平成 27 年 9 月、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）が公布され、その一部が平成 28 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、平成 28 年 2 月 19 日に基本方針について所要の形式的な見直しを行ったが、その際、「同法の全面施行（公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日）に向けた基本方針の見直しは、別途行うものとする。」としていた。

また、平成 28 年 5 月、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 51 号）が公布された。

両改正法の施行に向けて、法改正の趣旨、個人情報をめぐる内外の状況の変化等を踏まえ、基本方針の見直しを行う必要がある。

2. 見直しの方針について

基本方針の見直しを行うに当たっては、次の方針に従い、検討を進めるものとする。

- ① 施策の内容及び趣旨を踏まえて、明確かつ簡潔な記述に努める。
- ② 両改正法の施行に伴い見直す事項のほか、個人情報、情報セキュリティをめぐる状況の変化及び国際的な政策の方向性等を踏まえ、記述を更新する。
- ③ 個人情報保護法に基づく監督権限の一元化及び個人情報保護委員会の独立性に鑑み、基本方針の中で示すべき内容を整理する。
- ④ 歴史的な経緯に関する記述については、基本方針の中で示すべき内容を整理する。なお、別途、歴史的な経緯に関する資料を作成し、公表する。

(参考条文)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【全面施行時】

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。